



後期高齢者医療制度 = 保険料安+医療水準下げ

3月までの国民健康保険料より保険料が安くなるのは大問題

厚木市の場合の額

	国民健康保険料	後期高齢者保険料	保険料の増減
①国民年金のみ(年79,2万円)の独居世帯	15,400円	11,950円	▲3,450円
②ともに国民年金のみ(年79,2万円)の夫婦世帯	23,800円	23,900円	+100円
③平均的な厚生年金(年201万円)の独居世帯	73,200円	67,640円	▲5,560円
④夫が平均的な厚生年金、妻が年金収入153万円以下の夫婦世帯	94,000円	99,520円	+5,520円
①' ①の場合で前年の固定資産税10万円の場合	32,900円	11,950円	▲20,950円
②' ②の場合で前年の固定資産税10万円の場合	41,200円	23,900円	▲17,300円
③' ③の場合で前年の固定資産税10万円の場合	90,700円	67,640円	▲23,060円
④' ④の場合で前年の固定資産税10万円の場合	111,500円	99,520円	▲11,980円

国民健康保険料から後期高齢者保険料になることで、年金収入が多い夫婦世帯の場合は保険料が上がる場合がありますが、固定資産税を払っている世帯では保険料は下がる場合が多いです。一番問題となるのは、息子などの健康保険の被扶養者だった方で、これまでは本人の保険料負担はゼロだったのが、新たに保険料を払うこととなります(本年9月まで負担ゼロ、10月から来年3月まで1割負担、2009年4月からの1年間は半額負担、その後全額負担)。拡大する高齢者医療費をまかなうために作った制度なのに、保険料収入が減る、とりわけ資産を持っている世帯の保険料が大幅に減るのは本末転倒です。従来の国保制度で保険料をそのままにした方がましだったのではないのでしょうか。

このような不公平な制度ではなく、後期高齢者医療制度・国民健康保険・企業健康保険・公務員共済など、年齢や雇用先で医療保険を分けずに医療保険を全て一元化し、所得に応じた保険料としていくべきと考えます。

医療水準下げ=「定額制」で必要な診療も減る、診療所が選べない

糖尿病や高血圧などの慢性病の指導、検査、画像診断などは月6,000円までの「定額制」となり、これ以上の診療をしても保険から支払われません(病院が損してしまうので受診回数を減らされます)。過剰な診療の抑制に有効だと思われる反面、本当に必要な診療が行えなくなる場合も出てくるのではないのでしょうか。また、1人の患者は1つの診療所でしかこの診療を受けられず、選択の自由もなくなります。現行では一定額以上の高額医療費がかかった場合は自動的にお金が返還されますが、新制度では、医療と介護を合算でわざわざ申請しないと返還されない仕組みとなった点も問題です。



後期高齢者医療制度 = 保険料安 + 医療水準下げ

3月までの国民健康保険料より保険料が安くなるのは大問題

伊勢原市の場合の額

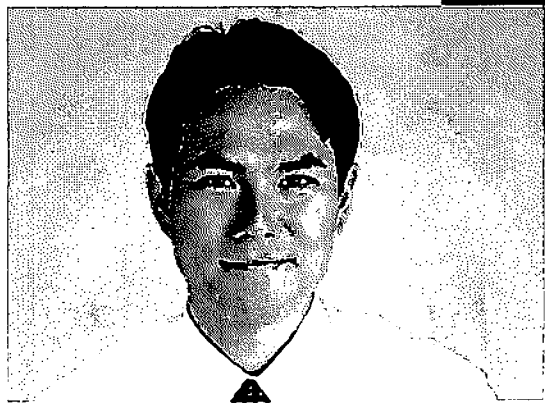
	国民健康保険料	後期高齢者保険料	保険料の増減
①国民年金のみ(年79, 2万円)の独居世帯	17, 000円	11, 950円	▲ 5, 050円
②ともに国民年金のみ(年79, 2万円)の夫婦世帯	25, 200円	23, 900円	▲ 1, 300円
③平均的な厚生年金(年201万円)の独居世帯	87, 600円	67, 640円	▲19, 960円
④夫が平均的な厚生年金、妻が年収153万円以下の夫婦世帯	98, 000円	99, 520円	+ 1, 520円
①' ①の場合で前年の固定資産税10万円の場合	36, 000円	11, 950円	▲24, 050円
②' ②の場合で前年の固定資産税10万円の場合	44, 200円	23, 900円	▲20, 300円
③' ③の場合で前年の固定資産税10万円の場合	106, 600円	67, 640円	▲38, 960円
④' ④の場合で前年の固定資産税10万円の場合	117, 000円	99, 520円	▲17, 480円

国民健康保険料から後期高齢者保険料になることで、年金収入が多い夫婦世帯の場合は保険料が上がる場合がありますが、固定資産税を払っている世帯では保険料は下がる場合が多いです。一番問題となるのは、息子などの健康保険の被扶養者だった方で、これまでは本人の保険料負担はゼロだったのが、新たに保険料を払うこととなります(本年9月まで負担ゼロ、10月から来年3月まで1割負担、2009年4月からの1年間は半額負担、その後全額負担)。拡大する高齢者医療費をまかなうために作った制度なのに、保険料収入が減る、とりわけ資産を持っている世帯の保険料が大幅に減るのは本末転倒です。従来の国保制度で保険料をそのままにした方がましだったのではないのでしょうか。

このような不公平な制度ではなく、後期高齢者医療制度・国民健康保険・企業の健康保険・公務員共済など、年齢や雇用先で医療保険を分けずに医療保険を全て一元化し、所得に応じた保険料としていくべきと考えます。

医療水準下げ = 「定額制」で必要な診療も減る、診療所が選べない

糖尿病や高血圧などの慢性病の指導、検査、画像診断などは月6,000円までの「定額制」となり、これ以上の診療をしても保険から支払われません(病院が損してしまうので受診回数を減らされます)。過剰な診療の抑制に有効だと思われる反面、本当に必要な診療が行えなくなる場合も出てくるのではないのでしょうか。また、1人の患者は1つの診療所でしかこの診療を受けられず、選択の自由もなくなります。現行では一定額以上の高額医療費がかかった場合は自動的にお金が返還されますが、新制度では、医療と介護を合算でわざわざ申請しないと返還されない仕組みとなった点も問題です。



後期高齢者医療制度 = 保険料安+医療水準下げ

3月までの国民健康保険料より保険料が安くなるのは大問題

相模原市の場合の額

	国民健康保険料	後期高齢者保険料	保険料の増減
①国民年金のみ(年79, 2万円)の独居世帯	16, 700円	11, 950円	▲ 4, 750円
②ともに国民年金のみ(年79, 2万円)の夫婦世帯	26, 600円	23, 900円	▲ 2, 700円
③平均的な厚生年金(年201万円)の独居世帯	83, 400円	67, 640円	▲15, 760円
④夫が平均的な厚生年金、妻が年金収入153万円以下の夫婦世帯	98, 600円	99, 520円	+ 920円
①' ①の場合で前年の固定資産税10万円の場合	23, 300円	11, 950円	▲11, 350円
②' ②の場合で前年の固定資産税10万円の場合	33, 200円	23, 900円	▲ 9, 300円
③' ③の場合で前年の固定資産税10万円の場合	90, 000円	67, 640円	▲22, 360円
④' ④の場合で前年の固定資産税10万円の場合	105, 200円	99, 520円	▲ 5, 680円

国民健康保険料から後期高齢者保険料になることで、年金収入が多い夫婦世帯の場合は保険料が上がる場合がありますが、固定資産税を払っている世帯では保険料は下がる場合が多いです。一番問題となるのは、息子などの健康保険の被扶養者だった方で、これまでは本人の保険料負担はゼロだったのが、新たに保険料を払うこととなります(本年9月まで負担ゼロ、10月から来年3月まで1割負担、2009年4月からの1年間は半額負担、その後全額負担)。拡大する高齢者医療費をまかなうために作った制度なのに、保険料収入が減る、とりわけ資産を持っている世帯の保険料が大幅に減るのは本末転倒です。従来の国保制度で保険料をそのままにした方がましだったのではないのでしょうか。

このような不公平な制度ではなく、後期高齢者医療制度・国民健康保険・企業健康保険・公務員共済など、年齢や雇用先で医療保険を分けずに医療保険を全て一元化し、所得に応じた保険料としていくべきと考えます。

医療水準下げ=「定額制」で必要な診療も減る、診療所が選べない

糖尿病や高血圧などの慢性病の指導、検査、画像診断などは月6,000円までの「定額制」となり、これ以上の診療をしても保険から支払われません(病院が損してしまうので受診回数を減らされます)。過剰な診療の抑制に有効だと思われる反面、本当に必要な診療が行えなくなる場合も出てくるのではないのでしょうか。また、1人の患者は1つの診療所でしかこの診療を受けられず、選択の自由もなくなります。現行では一定額以上の高額医療費がかかった場合は自動的にお金が返還されますが、新制度では、医療と介護を合算でわざわざ申請しないと返還されない仕組みとなった点も問題です。

患者・医師を含む具体的な声を早急に集め、これらの医療の質を下げるやり方を継続すべきかどうか、政治判断が求められます。

最大の問題は保険料や「年金天引き」よりも、「滞納者からの保険証取上げ」

問題視されている「年金からの天引き」については、介護保険料も既に天引きされており、徴収コストを考えると天引き自体をあまり批判してはならないと私は考えます。

むしろ、1年間保険料を滞納すると保険証を取上げられ(窓口10割負担、後で保険料が支払われる)、1年半滞納すると10割自己負担となってしまう、事実上病院に行けなくなってしまうのは大問題です。



従来は75歳以上の高齢者は保険料を滞納しても「保険証取上げ」はされませんでした。4月から新たに保険証取上げを断行する以上、後期高齢者医療制度に反対せざるを得ません。

国民健康保険(国保)が市町村ごとの運営であることもあり、財政の厳しい市町村を中心に国保は破綻に窮していることがこの問題の背景にあります。後期高齢者医療制度は、特に支出の多い75歳以上の方の保険を都道府県単位にすることで「国民皆保険」を守ろうとする面があり、その限りにおいて価値があると考えますが、「金を払えない者は医療を受ける権利なし」という方向は血も涙もなく、憲法違反と考えます。政治が立ち上がる時です。

(参考)憲法第25条第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

民主党員になって頂けませんか

次期衆院選で政権交代するためには、風頼みではなく、民主党を心から応援頂ける方を増やす必要があります。「ごとう祐一は応援するけど民主党はそれほどでも...」という方も、是非民主党員になって頂けますでしょうか。

今年は9月に代表選挙が予定されております。「自ら代表選で一票を投じたい」という方も、サポーターでも結構ですので御協力をお願いいたします。

ごとう祐一

●お申込み・お問合せはこちらへ●

民主党神奈川県第16区総支部

ごとう祐一事務所

〒243-0017

神奈川県厚木市栄町2-4-28-212

TEL 046-296-2411

FAX 046-296-4811

党員とは? 年会費 6,000円

- 民主党の基本理念と政策に賛同する18歳以上の方なら誰でもなれます。
- 党員は、各地域にある総支部に所属します。
- 党費は年間6,000円です。
- 党員は民主党の運営や活動、政策作りにも参画でき、党代表選挙で投票できます。
- 代表選挙は2年に1度行なわれ、2008年は代表選挙実施予定年です。
- 民主党の広報紙「プレス民主」(月2回発行)と党員証が送付されます。
- 党員の権利や活動は、民主党規約や組織規則、倫理規則で定められており、それ以外の義務やノルマなどはありません。

サポーターとは? 年会費 2,000円

- 民主党を応援したい18歳以上の方なら、どなたでもサポーターになれます。
- 会費は年間2,000円です。
- サポーターになると、党代表選挙で投票できるほか、党で主催する講演会や勉強会、イベント、選挙ボランティアに参加することができます。